

上海市 国分グループ食品展示商談会への募集について

徳島県上海事務所では、2023年7月13日(木)に、中国・上海市で開催される、国分グループの食品展示商談会において、徳島県ブースの出展を予定しています。

中国への食品輸出にご関心のある企業様はぜひご参加ください。

1. 展示商談会の概要

日 時 2023年7月13日(木) 10時~16時

場 所 上海世貿商城(上海マート 長寧区延安西路2299号)7階金色大庁

費 用 無料(サンプル代、送料、渡航費等は参加企業様のご負担となります。)

参加条件 徳島県内に本支社・事業所等を有する食品関連会社であること。

中国の輸入条件に適合する商品であること。

※詳細は「4. 注意事項」をご確認ください。

募集社数 3~4社程度(応募多数の場合は、参加申込書の内容により選定します。)

そ の 他 渡航が難しい場合は、当日オンラインなどの方法で会場を繋げます。

当商談会で引き合いがあった場合は、国分グループ経由での取引となります。

国分グループについては下記URLをご覧ください。

<https://www.kokubu.co.jp>

2. 参加申し込みについて

申込期限 2023年6月12日(月)締め切り

申込方法 別添の参加申込書に必要事項を記入の上、Eメールにてご提出ください。

Eメール info@tokushima.sh.cn (徳島県上海事務所)

TEL 088-621-2320 (徳島県商工政策課)

3. 申込・出展の流れ

〈ステップ1〉

参加申込書をEメールにてお送りください。(6/12締切)

〈ステップ2〉

サンプル、パンフレット等を上海事務所まで送付ください。(6/23までに発送)

〈ステップ3〉

オンライン等での打ち合わせを実施します。(7月初旬)

〈ステップ4〉

商談会会場で商品を展示、来場者に向けてPRします。

4. 注意事項

中国へ輸出可能な食品は、以下の①及び②です。なお、①及び②に登録していない企業の商品についてもご提案はいただけますが、実際に中国での取引を行うにあたっては、登録が必須となりますのでご注意ください。

①中国政府の「輸入食品海外製造企業登録管理規定」(税関総署令第 248 号)において定められている特定の品目(7 条品目)については、製造等を行った企業を日本政府が中国政府に登録したものです。

※肉及び肉製品、ケーシング、水産物、乳製品、ツバメの巣及びツバメの巣製品、ミツバチ製品、卵及び卵製品、食用油脂及び搾油原料、餡入り小麦粉製品、食用穀類、穀類製粉工業製品及び麦芽、生鮮及び乾燥野菜並びに乾燥豆類、調味料、堅果及び種子類、ドライフルーツ、未焙煎の珈琲豆及びカカオ豆、特別用途食品、保健食品(具体的には中国輸入申告時の HS・CIQ コード 13 桁が国際貿易シングルウインド検索 Product typequery において、輸出国政府推薦が必要とされている農林水産物・食品)

②7 条品目以外の食品(9 条品目)については、企業自ら中国政府へ推薦し、登録されたものです。

※詳細は、以下の農林水産省 HP をご確認ください。

<https://www.maff.go.jp/j/shokusan/hq/kigyoutouroku.html>

○水産物・水産加工品については、施設登録、放射線検査、衛生証明書が必要です。

○下記例のご提案はご遠慮ください。

- 肉類(肉エキス・ゼラチン等を含む)
- 乳製品
- 野菜、果物
- 中国政府が輸入規制を設けている日本の 10 都県(福島県、宮城県、新潟県、栃木県、群馬県、茨城県、埼玉県、千葉県、東京都、長野県)の産地の原料を使用した商品

○可能な限り、賞味期限が 6 か月以上の商品のご提案をお願いします。

○**今後の中国での商流を確約するものではございません。**

○お送りいただいたサンプルは返却できません。

○**徳島県は、以下の損失及び損害については、一切の責任を負いません。**

・サンプル及び資材などに生じた盗難、損失、破損、紛失、出展による人的・物的損害など、あらゆる要因から生ずる損失及び損害。

・徳島県の責めに帰すことのできない事由によってブースの出展が中止・中断された場合、これにより生じた損害。

・出品物等の知的財産に係るトラブルが発生した場合の損害。(出展者は必要に応じ、自己責任の下、事前に知的財産権の保護対策を行うものとする)